

野田市避難行動要支援者支援計画について

《野田市の取組について》

災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成等に関する事項が追加されました。平成26年4月の法施行を受けて、同年7月に「野田市地域防災計画」に避難行動要支援者対策について追加しました。

また、その下位計画として「野田市避難行動要支援者支援計画」（別紙参照）を作成し、国の指針を踏まえ、平常時における準備行為及び災害発生時における措置について、必要な事項を定めました。

《避難行動要支援者》

野田市では、高齢者、障がい者、乳幼児・妊婦、外国人、難病患者を要配慮者としています。要配慮者のうち、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方を要支援者としています。

具体的には、次の①から⑤までの介護認定区分の高い方や障がいの程度の重い方で、自治会などへの名簿情報の提供に同意した方を平常時用の避難行動要支援者名簿に登載します。同意のなかった方は、災害時用の避難行動要支援者名簿（災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に提供する名簿）に登載します。

また、⑥から⑩の方で名簿情報の提供に同意した方は、要支援者として平常時の名簿に登載しますが、同意がなかった場合は要支援者にはなりません。

【区分】

- ① 要介護認定 3～5 の方
- ② 身体障がい者の方（身体障害者手帳 1・2 級）
- ③ 知的障がい者の方（療育手帳 A）
- ④ 精神障がい者の方（精神障害者保健福祉手帳 1・2 級）
- ⑤ 障害福祉サービス利用の難病患者の方
- ⑥ 要支援 1.2 及び要介護認定 1.2 若しくは高齢者のみの世帯の方、上記②から⑤に該当しない障がい者の方、難病患者の方
- ⑦ 乳幼児
- ⑧ 妊婦
- ⑨ 外国人（日本語の理解が十分にできない方）
- ⑩ その他避難支援等関係者が支援の必要を認める方

本人等からの申出があり、市長が避難支援の必要を認めた方
※⑥から⑩に該当する方で、名簿情報の提供に同意されない場合は、要支援者にはなりません。

《避難支援等関係者》

平常時用の避難行動要支援者名簿を配付しています。

- (1) 自主防災組織、自治会・町内会
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
- (4) 野田警察署
- (5) 野田市消防本部、消防署、消防団

《避難行動要支援者名簿の提供と地域での取組》

(1) 平常時

平常時用の避難行動要支援者名簿を作成し、毎年7月に避難支援等関係者へ提供しています。(11月、3月は、異動のあった方のみを通知しています。)

自主防災組織、自治会等の方を中心に、名簿を活用して、声かけや見守りをお願いしています。さらに、要支援者ごとに個別計画(別紙参照:要支援者の緊急連絡先、避難時に配慮する点、支援者情報、避難場所などの避難支援情報を記載)の作成をお願いしています。

(2) 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合には、災害時用の避難行動要支援者名簿を自主防災組織、自治会等へ提供することとしています。

災害時等には、名簿を基に情報伝達、安否確認、避難支援等をお願いしています。

◆ 避難行動要支援者名簿 登載者数

(H28.8.1 現在)

区 分	名簿登載者数 (人)	
	平 常 時	災 害 時
介護認定有	1,746	817
高齢者	2,505	—
障がい者	958	588
難病患者	41	22
旧要援護者	7	18
乳幼児	1,260	—
妊婦	73	—
外国人	207	—
その他(避難支援関係者が必要と認めた者)	14	—
小 計	6,811	1,445
合 計	8,256	

45人
65才~全20人

野田市避難行動要支援者支援計画

目 次

第1章 基本的な考え方

1 背景と目的	1
2 避難支援における基本的な考え方	1
3 避難支援等関係者となる者	2
4 要配慮者の範囲	2
5 避難支援体制	2

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者の範囲	3
2 避難行動要支援者の把握等	3
3 名簿情報の提供	5
4 名簿提供における情報の管理	5
5 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有	5

第3章 個別計画の作成

1 個別計画作成の目的	5
2 個別計画の作成	6
3 個別計画の共有・管理	6
4 個別計画の確認・修正	6

第4章 日頃の備え

1 情報伝達体制の整備	7
2 避難支援体制の整備	7
3 取組の促進等	7

第5章 災害発生後の対応

1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施	8
2 避難支援の実施	8
3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援	8

第6章 指定避難所における避難行動要支援者の支援体制

1 相談窓口の設置	8
2 避難行動要支援者への支援	8
3 福祉避難所・社会福祉施設等への移送	9

第7章 その他

1 その他	9
-------	---

第1章 基本的な考え方

1 背景と目的

災害時における市民の生命、身体及び財産を守るための「災害に強いまちづくり」は野田市の課題である。そのため、災害に強い都市づくりを最も重要な課題として取り組み、安心して暮らせるまちづくりの実現を推進している。

また、高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の安全を確保するためには、公助とともに共助による支援が必要となるが、災害発生時等の混乱した状況の中では、事前の準備なしに迅速かつ確かな支援を行うことは困難であり、避難支援対策は大きな課題となっている。

中でも、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等を実効性のあるものとするため、日頃から支援を必要とする人を特定し、その一人一人について、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）の誰が支援してどこに避難場所等に避難させるかを定める「個別計画」を作成していく必要がある。

これまで市では、平成16年の新潟・福島豪雨や同年に近畿地方を襲った台風23号などを通して、高齢者や障がい者等の災害時要援護者に対する避難支援対策の重要性が防災対策の喫緊の課題となったことから、国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、「災害時要援護者支援計画」を平成19年に策定し、各自治会等に支援計画の作成などを定めている。

平成23年の東日本大震災では、多くの高齢者等が避難することができずに命が失われ、要援護者への支援について、必ずしも十分に進んでいない状況であったことから、国において、平成25年に災害対策基本法の一部を改正し、市町村に避難行動要支援者名簿の作成などを義務付け、この名簿を活用した実効性のある避難支援を行うように定めた。

このため、市では、野田市地域防災計画に基づき、市域に係る地震、風水害その他の災害が発生した場合における災害時の避難行動要支援者の避難の支援に関し、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、個人情報保護に留意しつつ、平常時における準備行為及び災害発生時における措置について必要な事項を定め、もって避難行動要支援者の避難の的確かつ迅速な実施に資することを目的としてこの計画を定めるものとする。

2 避難支援における基本的な考え方

避難行動要支援者の避難支援については、避難行動要支援者も含めて、まずは一人一人が自分や家族の身は自分で守るという意識のもとに行う「自助」、その上で隣近所への声かけや安否確認、さらに自主防災組織などによる組織的な安否確認、避難誘導等の「共助」が確実に行われる取組が重要となる。

このような「自助」、「共助」が機能するためには、日頃から地域で話合いの機会を設けるなど、支援体制の構築に向けた活動が重要であり、避難行動要支援者の避難支援に当たっては「地域の人材は、地域で守る」を基本とし、地域の様々な人と人とのつながりにより平常時・災害発生時を通じた支援体制づくりを進めていくことが必要となる。

3 避難支援等関係者となる者

- (1) 自主防災組織、自治会・町内会（以下「自主防災組織等」という。）
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会
- (4) 野田警察署
- (5) 野田市消防本部、野田市消防署、野田市消防団
- (6) その他市長が認める団体

4 要配慮者の範囲

- (1) 高齢者
- (2) 障がい者
- (3) 乳幼児
- (4) 妊婦
- (5) 外国人
- (6) 難病患者

5 避難支援体制

(1) 市の役割

- ① 避難行動要支援者の避難行動支援計画の作成
- ② 避難行動要支援者名簿の作成
- ③ 避難行動要支援者名簿登載者に対する避難行動要支援者名簿に記載又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を提供することについての同意確認
- ④ 避難支援等関係者への名簿情報の提供（平常時は同意者のみの情報提供）
- ⑤ 制度の普及・啓発

(2) 自主防災組織等の役割

- ① 日頃の活動等を通じての地域において支援が必要な者の把握
- ② 地域に対して避難支援に協力する者（以下「避難支援者」という。）としての協力呼びかけ、避難支援者の確保
- ③ 避難行動要支援者名簿登載者に対する「個別計画」の作成

(3) 地域住民（避難支援者）の役割

- ① 平常時
 - ア 声かけ
 - イ 見守り
 - ウ 災害時の対応確認
- ② 災害時
 - ア 情報伝達
 - イ 安否確認
 - ウ 避難支援

(4) 民生委員・児童委員の役割

- ① 自主防災組織等が行う「個別計画」作成への協力
- ② 自主防災組織等未加入避難行動要支援者への対応、支援
 - ア 平常時の声かけ、見守り及び災害時の対応確認

- イ 災害時の情報伝達、安否確認及び避難支援
- (5) 野田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会の役割
 - ① 自主防災組織等未加入避難行動要支援者への対応、支援
 - ア 平常時の声かけ、見守り及び災害時の対応確認
 - イ 災害時の情報伝達、安否確認及び避難支援
- (6) 警察及び消防機関の役割
 - ① 災害時情報伝達、安否確認への協力
 - ② 避難支援及び救助

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等

1 避難行動要支援者の範囲

- (1) 生活の基盤が自宅にある方のうち、次の基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者を避難行動要支援者とする。
 - ① 介護保険法の規定により要介護認定3～5を受けている者
 - ② 身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓機能障がいのみで該当する者は除く。）
 - ③ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳A以上を所持する知的障がい者
 - ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯のもの
 - ⑤ 障害福祉サービスを利用している難病患者
 - ⑥ 基準①に該当しない要支援・要介護認定者若しくは高齢者のみの世帯に属する者、基準②～④に該当しない障がい者又は基準⑤に該当しない難病患者のうち、本人等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認める者
 - ⑦ 乳幼児のうち、保護者等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの
 - ⑧ 妊婦のうち、本人等から申出のあった者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの
 - ⑨ 外国人のうち、本人等から申出のあった日本語の理解が十分できない者で、市長が避難支援等の必要を認めるもの
 - ⑩ その他自主防災組織等の避難支援等関係者が、基準①～⑨に該当しない者で支援の必要を認めるもの

2 避難行動要支援者の把握等

- (1) 避難行動要支援者情報の収集のため、災害対策基本法第49条の10第3項の規定により、以下の台帳等により情報を収集する。
 - ① 基準①～⑥の情報の収集
 - ア 介護保険受給者台帳
 - イ 身体障害者手帳交付台帳
 - ウ 療育手帳交付台帳
 - エ 精神障害者保健福祉手帳交付台帳
 - オ 障害福祉サービスを利用している難病患者の台帳
 - カ 住民基本台帳

- ② 基準⑦～⑨の情報の収集
 - ア 妊娠届出台帳・出生連絡票
 - イ 住民基本台帳
- ③ 基準⑩の情報の収集
 - ア 避難支援等関係者において、地域において支援が必要な者の情報を収集する。
 - イ 市は、必要に応じ、上記①又は②の台帳により情報を収集する。
- (2) 避難行動要支援者名簿の作成
 - 市は、避難行動要支援者名簿を作成する。その際、次の情報を収集して、名簿情報として避難行動要支援者名簿に記載する。
 - ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 性別
 - ④ 住所
 - ⑤ 電話番号
 - ⑥ 避難支援等を必要とする事由
 - ⑦ 自主防災組織等
- (3) 避難行動要支援者の名簿情報提供に係る同意の確認
 - 基準①～⑤に該当する者について、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて、理解を得るとともに郵送により同意を確認する。
- (4) 避難行動要支援者名簿への登録等の確認
 - 基準⑥～⑨に該当する者についての名簿を作成するため、対象とする要配慮者に対し、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の上、避難行動要支援者として名簿へ登録を希望するか郵送により確認する。
- (5) 支援の必要を認める者に対する名簿情報提供に係る同意の確認
 - 基準⑩に該当する者について、避難支援等関係者は、避難行動要支援者を訪問するなどして制度の趣旨を説明し、名簿情報の提供について理解を得るとともに同意を確認する。
- (6) 避難支援等関係者の安全確保
 - ① 避難支援等関係者は、提供された名簿情報に基づいて、避難行動要支援者の避難を支援する。
 - ② 避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが前提とする。
 - ③ 市は、避難行動要支援者に同意を確認する際は、「災害はいつ起こるかわからないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分考えられること」を説明する。
また、避難行動要支援者名簿に掲載し、避難支援等関係者がその情報を共有しているが、「必ず避難支援者が来て、助けてくれること」を保証するものではないということをあらかじめ理解されるよう説明する。

3 名簿情報の提供

市は、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた者及び自ら支援を希望し個人情報の提供に同意した者の名簿情報を避難支援等関係者に提供する。

4 名簿提供における情報の管理

市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- (5) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導するものとする。
- (6) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と覚書を締結するものとする。

5 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

- (1) 市は、住民の転入・転出、死亡、介護認定、身体障害者手帳等の事務又は避難支援等関係者及び関係部局が収集した情報を基に、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- (2) 避難行動要支援者名簿の更新情報については、関係部局と共有するとともに、避難支援等関係者に更新した情報を提供する。
- (3) 市は、市報、ホームページなどにより、新たに支援を必要とする者に対し、避難行動要支援者支援計画に関する取組を周知する。
- (4) 市は、新たに基準の対象として、避難行動要支援者名簿登載者に該当する者となった場合は、制度の趣旨及び避難支援等関係者への名簿情報提供について必要な書類を送付するなどして、理解を得るとともに同意を確認する。

第3章 個別計画の作成

134周休 1600ト

1 個別計画作成の目的

災害発生時又はそのおそれが高まったときに、避難行動要支援者の避難支援・誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難などについて人的な支援を要する避難行動要支援者一人一人について、誰が支援して、どこの指定緊急避難場所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要がある。

このため、市は、避難行動要支援者本人やその家族等とともに、支援に関する必要事項や災害時に安否確認や避難支援者等を記載した個別計画を作成することに取り組むものとする。

2 個別計画の作成

(1) 次の者を対象に個別計画を作成するものとする。

- ① 自主防災組織等は、市から個別計画作成対象者としての名簿情報の提供を受けた者
- ② 避難支援等関係者は、地域で把握した避難行動要支援者のうち名簿情報の提供についての同意が得られた者
- (2) 避難支援等関係者は、個別計画作成対象者を訪問するなどして、本人と具体的な避難支援等の方法について打合せをしながら計画を作成するものとする。

(3) 避難支援者の確保

- ① 避難支援等関係者は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促したり安否確認や指定緊急避難場所等までの避難を支援する避難支援者を可能な限り隣近所から探し、協力を求める。

協力を求める場合、避難支援者はその時の状況や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものであり、避難支援に当たっては避難支援者本人又は避難支援者の家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる旨を説明するものとする。

- ② 避難支援者の不在や避難支援者自身の被災あるいは避難支援者一人では援助できない場合を想定し、可能な範囲で個別計画作成対象者一人に対して複数の避難支援者を定める。

(4) 個別計画の内容

個別計画には、次の内容を記載する。

- ① 災害が起こった時に手助けが必要な者の住所、氏名、生年月日、電話番号など
- ② 災害時に配慮しなくてはならない事項
- ③ 家族構成
- ④ 緊急時の連絡先
- ⑤ 避難支援に当たり必要な情報
- ⑥ 2名以上の避難支援者の氏名、連絡先など
- ⑦ 指定緊急避難場所等の情報

(5) 個別計画の提出

避難支援等関係者は、作成した個別計画を市に提出する。

3 個別計画の共有・管理

(1) 個別計画の共有の範囲

個別計画の原本は市が保管し、副本は、避難支援等関係者、避難行動要支援者本人及び避難支援者が共有する。

(2) 個別計画の適正管理

個別計画を保管する者は、避難支援の目的以外に個別計画を使用してはならない。また、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう情報管理に十分配慮する。

4 個別計画の確認・修正

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について事前に確認するものとする。

また、個別計画を作成した避難支援等関係者は、毎年1度、個別計画の内容について本人に確認する。内容に変更がある場合、個別計画を随時修正し、正しい情報に更新する。

第4章 日頃の備え

1 情報伝達体制の整備

市は、大規模な地震の発生又は洪水その他による災害の発生が予測されるときは、防災行政無線（固定系）のほか、広報車、安全安心メール「まめメール」、ホームページの活用及びツイッター等様々な手段を確保し、避難準備情報（要支援者避難情報）等の緊急情報を提供する。

また、発令された避難準備情報（要支援者避難情報）等が避難行動要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

(1) 情報伝達手段

- ① 防災行政無線の活用
- ② 広報車の活用
- ③ 安全安心メール「まめメール」の活用
- ④ ホームページの活用
- ⑤ ツイッターの活用

2 避難支援体制の整備

(1) 地域における避難支援体制の整備

- ① 自主防災組織等や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などは、声かけ・見守り活動や防犯活動等、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、避難行動要支援者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりを行うなど、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。
- ② 地域において避難支援体制の整備を行うためには、自主防災組織等や民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会などが顔を合わせ、避難行動要支援者の存在を把握し、支援体制の整備の必要性を共有するとともに、地域での防災訓練の実施などについて検討するものとする。

(2) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、市から提供される緊急情報等に基づき、事前に避難行動要支援者の受入れなど避難支援体制の整備に努め、避難行動要支援者への避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

3 取組の促進等

市は、市民に対する説明や広報により取組に関する普及啓発を行うほか、避難支援者の確保など支援体制の構築についての先進事例の情報提供を行うなど、それぞれの地域の取組を促進する。また、自主防災組織等と民生委員・児童委員、社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携を働きかけることにより、地域の取組が円滑に進むよう積極的に支援する。

第5章 災害発生後の対応

1 避難行動要支援者に対する情報伝達及び安否確認の実施

- (1) 災害が発生した場合、避難支援等関係者は、まず本人や家族の身の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援に向かうものとする。情報伝達及び安否確認、さらには救護・避難誘導といった支援を状況に応じて円滑かつ迅速に実行するものとする。
- (2) 避難支援等関係者は、市からの防災行政無線、安全安心メール及び地域で入手した情報等を基に、避難行動要支援者に災害情報を伝達する。その際、訪問、電話、ファクシミリなど、避難行動要支援者の特性に応じた手段により実施するものとする。
- (3) 避難支援等関係者は、情報を伝達する際に、安否確認を行うものとし、その際、避難行動要支援者自身や居住家屋の被害状況等を把握し、適切に支援するものとする。

2 避難支援の実施

- (1) 避難支援等関係者は、災害対策本部から避難準備情報、避難勧告又は避難指示が発令されたときは、避難行動要支援者の避難を支援する。ただし、無理な状況での避難支援は、むしろ被害を増大させることもあることから、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行う。
- (2) 避難支援者は、あらかじめ定めた個別計画に基づき支援を実施するが、避難支援の実施に当たり、支援者本人や家族の身の安全の確保を最優先するものとしていることから、市は、あらかじめ避難行動要支援者に対し、名簿提供は災害発生時に避難支援等関係者や避難支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことを周知するものとする。

3 名簿情報の平常時からの提供に不同意であった者への避難支援

市は、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり、避難行動要支援者名簿登載者の生命又は身体を保護するため必要があると判断した場合は、その同意の有無にかかわらず、安否確認や避難支援に活用すべく、名簿情報について避難支援等関係者に提供することができる。

第6章 指定避難所における避難行動要支援者の支援体制

1 相談窓口の設置

避難行動要支援者の支援ニーズは一人一人異なり、また心身の状態等によっても異なることが考えられることから、支援ニーズを迅速かつ正確に把握するため、必要に応じ民生委員・児童委員などの協力を得て、相談窓口を設けるものとする。

2 避難行動要支援者への支援

- (1) 避難行動要支援者に対して、環境のよい場所へ受け入れるようできるだけ配慮を行い、併せて他の避難者にも協力を求める。
- (2) 指定避難所施設においては、避難行動要支援者が生活する上での障害をできる限り取り除くよう努める。

- (3) 避難行動要支援者のこころのケアをするために、必要により専門の職員の派遣を要請する。
- (4) 情報提供に当たっては、避難行動要支援者一人一人の心身の状態等に配慮し、紙媒体や音声・文字・手話など様々な方法を用いて実施する。
- (5) 避難行動要支援者の避難生活において、必要に応じたボランティアの派遣等を災害対策本部に要請する。

3 福祉避難所・社会福祉施設等への移送

市は、避難行動要支援者の重度化や合併症の予防の観点から、医師、看護師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、特別な配慮を必要とする場合が生じたときは、家族や福祉避難所、社会福祉施設又は医療機関と連携を取りながら、移送の協力を行うとともに心身の状態等に配慮した生活の確保を図る。

第7章 その他

1 その他

- (1) 野田市避難行動要支援者支援計画の策定に伴い、野田市災害時要援護者支援計画は、廃止する。
- (2) 野田市災害時要援護者支援計画において作成した要援護者台帳は、この計画における個別計画として作成したものとみなすものとする。
- (3) この計画の実施に関し必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

[illegible]

野田市長 鈴木 有

野田市避難行動要支援者名簿の事前提供に係る同意確認について

(注2) 同意いただくと、災害時の避難行動を支援するための個別計画作成のため、自治会の役員の方などが自宅を訪問し調査を行うことになります。

避難行動要支援者名簿提供の同意確認書

フリガナ		性 別	男 : 女
氏 名		生年月日	
		整理番号	
住 所		自治会等の名称	

避難支援等を 必要とする事由	☐ 介護保険の認定を受けている 要介護・要支援状態区分:		
	☐ 手帳所持	手 帳 名 : (	)等級:
	☐ 難病患者	難 病 名 : (	)
	☐ 高齢者のみ世帯	世 帯 人 数 : (	)
	☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ 外国人 ☐ その他		
【特記事項】			

電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者(地域等)から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

なお、緊急時に避難支援等関係者の敷地内への立ち入りを認め当該立ち入りに際し、安否確認に際し、やむを得ず住居等の一部に破損が生じても責任は問いません。

上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容(氏名、生年月日、性別、住所、障がい種別等の内容、連絡先等)及び障がい名や病名等を、野田市地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに、

☐ 同意します

☐ 同意しません

平成 年 月 日 本人 署名 _____

代理人 署 名 _____ 続柄 _____

又は 住 所 _____

保護者 電話番号 _____

※1 同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

※2 同意いただいた場合、避難支援等関係者に、この情報を提供します。

※3 避難行動を支援するための個別計画作成のため、避難支援等関係者が訪問し調査を行いますので、その際はご協力ください。

※4 ご本人が直筆できない場合又は未成年の場合は、代理人又は保護者の方の署名等の記入をお願いします。

様



野田市長 鈴木 有

発送者：野田市役所 高齢者支援課
TEL. 04-7125-1111 (代)

野田市避難行動要支援者名簿登載に係る確認について

平素より防災行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

野田市では、これまで「野田市災害時要援護者支援計画」を策定し、自治会や自主防災組織などのご協力のもと、災害時の要援護者支援対策に取り組んでまいりました。

平成23年の東日本大震災では、多くの高齢者等が避難することができずに命が失われ、要援護者への支援について、必ずしも十分に取組が進んでいない状況であったことから、国において、平成25年に災害対策基本法の一部を改正し、高齢者や障がい者など、災害発生時の避難に配慮を要する方のうち、災害時に自ら避難することができず、避難行動に特に支援を要する方を「避難行動要支援者」と位置付け、避難行動要支援者の名簿を作成することが、市町村の義務として法制化されました。

このため、市では、地震、風水害その他の災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、避難所まで避難するための支援について、個人情報に配慮しながら、日頃の準備や災害発生時の行動について定め、避難行動要支援者の的確で迅速な避難支援が実施されるよう、新たに「野田市避難行動要支援者支援計画」を策定し、避難行動要支援者の把握と、名簿の作成に取り組んでいるところです。

つきましては、別紙の「野田市避難行動要支援者支援制度について」を熟読の上、避難行動要支援者名簿への登載を希望し、名簿を平常時から避難支援等関係者（注1）へ事前提供することに同意（注2）をいただける場合のみ、同封の申請書を平成 年 月 日（ ）までにご返送くださいますようお願いいたします。

なお、自力で避難できる方、または、家族の支援により避難できる方につきましては、申請書の返送は不要です。

（注1）自主防災組織、自治会・町内会、民生委員・児童委員等

（注2）同意いただくと、災害時の避難行動を支援するための個別計画作成のため、自治会の役員の方などが自宅を訪問し調査を行うことになります。

避難行動要支援者名簿登載の申請書

フリガナ		性 別		男 : 女	
氏 名		生年月日			
		整理番号			
住 所		自治会等の名称			
避難支援等を 必要とする事由		☐ 介護保険の認定を受けている 要介護・要支援状態区分:			
		☐ 手帳所持 手 帳 名 : ()等級:			
		☐ 難病患者 難 病 名 : ()			
		☐ 高齢者のみ世帯 世帯人数 : ()			
		☐ 乳幼児 ☐ 妊婦 ☐ 外国人 ☐ その他			
【特記事項】					
電話番号		FAX番号			
携帯電話番号		メールアドレス			
避難行動要支援者は、避難支援者への情報提供に同意することにより、避難支援者(地域等)から災害発生時における避難行動の際の支援を受ける可能性が高まりますが、避難支援者自身や家族などの安全が前提のため、同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。 なお、緊急時に避難支援等関係者の敷地内への立ち入りを認め当該立ち入りに際し、安否確認に際し、やむを得ず住居等の一部に破損が生じても責任は問いません。 上記の内容を理解し、避難の支援、安否の確認、その他の生命又は身体を災害から保護を受けるために、上記内容(氏名、生年月日、性別、住所、障がい種別等の内容、連絡先等)及び障がい名や病名等を、野田市地域防災計画に定める避難支援等関係者に提供することに同意した上で、避難行動要支援者名簿への登載を申請します。					
平成 年 月 日		本人 署名			
		代理人 署 名		続柄	
		又は 住 所			
		保護者 電話番号			

- ※1 申請いただいた場合、避難支援等関係者に、この情報を提供します。
- ※2 情報提供の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。
- ※3 避難行動を支援するための個別計画作成のため、避難支援等関係者が訪問し調査を行いますので、その際はご協力ください。
- ※4 ご本人が直筆できない場合又は未成年の場合は、代理人又は保護者の方の署名等の記入をお願いします。

避難行動要支援者 個別計画

整理番号

記入者 氏名	☐ 自主防災組織の役員 ☐ その他		連絡先	()	
自主防災組織等の名称		電話番号	()		
		FAX番号	()		
住所	野田市		家族構成 (本人を含む人数) 人		
フリガナ 氏名	(男・女)		生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
○避難時に配慮しなくてはならない事項 ※あてはまるものすべてにレ印をつけてください。					
☐ 立つことや歩行ができない ☐ 物が見えない (見えにくい) ☐ 危険なことを判断できない ☐ その他 ☐ 音が聞こえない (聞き取りにくい) ☐ 言葉や文字の理解がむずかしい ☐ 顔を見ても知人や家族とわからない					
○緊急時の連絡先					
フリガナ		フリガナ			
氏名		氏名			
住所		住所			
続柄		続柄			
連絡先	電話番号①	(自宅・携帯・勤務先)	連絡先	電話番号①	(自宅・携帯・勤務先)
	電話番号②	(自宅・携帯・勤務先)		電話番号②	(自宅・携帯・勤務先)
	メールアドレス			メールアドレス	
	その他			その他	
○特記事項 ①普段いる部屋、②寝室の位置、③不在の時の目印、④避難済みの目印などを記入してください。					
○避難支援者情報					
フリガナ		フリガナ			
氏名		氏名			
住所		住所			
連絡先	電話番号①	(自宅・携帯・勤務先)	連絡先	電話番号①	(自宅・携帯・勤務先)
	電話番号②	(自宅・携帯・勤務先)		電話番号②	(自宅・携帯・勤務先)
	メールアドレス			メールアドレス	
	その他			その他	

(担当民生委員氏名)

この個別計画に関する情報は、野田市避難行動要支援者支援計画に基づき災害時等の避難行動支援活動の実施に当たり利用するものであり、それ以外の用途に使用したり、他に情報を流したりすることを禁止します。

避難場所等の情報

整理番号

住 所 野田市

氏 名

避難場所	
【地図】 要支援者宅～ 避難場所	
求める支援の内容	1 下肢が不自由(車いす使用 有り 無し) 2 上肢が不自由 3 耳が不自由 4 言語が不自由 5 目が不自由 6 人工透析、在宅酸素、ストーマ、ペースメーカー、おむつ、インシュリン 7 その他 { }
特記事項	1 要介護度 2 身体障害者手帳 級 3 療育手帳 4 精神保健福祉手帳 級 5 常用薬有り() 6 その他 { }